

苫小牧市ゼロカーボン支援  
コンサルティング事業委託業務  
仕様書

令和 7 年 2 月  
苫小牧市

1 委託する業務名

苫小牧市ゼロカーボン支援コンサルティング事業委託業務

2 業務の目的

近年、地球温暖化に起因する気候変動は、世界中の人々や生態系に影響を与える深刻な問題となっており、本市においても令和3年8月に、二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言したところです。

一方、市内企業の多くは、ゼロカーボンの取組について、財政的な負担に加え、情報・知識・人材面での制約があり、どのような取組を行うべきか具体策を検討するまでに至っていない現状です。

本事業では、市内中小企業者を対象に、セミナーと二酸化炭素排出量の見える化などのコンサルティング支援を行い、ゼロカーボン促進への機運を醸成することを目的としています。

3 委託期間

契約締結日より令和8年3月31日まで

4 事業上限額

8,646,000円を上限とする（消費税10%相当額を積算した金額を含む）。

5 事業目標及び事業内容

受託事業者においては以下のとおり、目標を達成するよう事業を実施すること。

（1）セミナーの開催

ア 事業の目標値について

参加者数の目標値を提案者が自ら設定すること。

イ 内容について

市内中小企業がゼロカーボンの取組を自社の成長や地域への貢献と結びつけ、前向き進めることができるような内容を提案すること。

ウ 苫小牧市内で開催し、多くの企業が参加できるよう、開催場所・時間に配慮すること。

## (2) コンサルティング個別支援

### ア 事業の目標値について

支援内容	目標
省エネルギー診断	5件以上実施すること
温室効果ガス排出量評価	20件以上実施すること

### イ 省エネルギー診断について

専門家を派遣し現地調査を行い、エネルギー・二酸化炭素排出量について、現状把握を行うこと。事業所の現状に応じ、運用面、設備投資面等の様々なアプローチから改善について、提案、アドバイスを行い、それに伴う二酸化炭素削減量やコスト削減金額等を試算すること。提案の実施に向けて、活用できる補助金等、助成制度の案内を行うこと。省エネルギー診断書に次の(ア)～(ウ)の記載し作成し、事業者に説明すること。

- (ア) 施設全体のエネルギーの使用状況
- (イ) 省エネルギー改善提案
- (ウ) 提案設備における二酸化炭素削減効果

### ウ 温室効果ガス排出量評価について

対象となる事業所のエネルギー使用量（実績）などから、温室効果ガス排出量を推計し、結果について評価、分析等を記述した報告書を作成し事業者に説明を行うこと。

## (3) 独自提案について

本業務を実施することによる成果（補助金獲得金額、改善に取り組む企業数、温室効果ガス排出量の削減目標など）に関する目標値を1つ以上、提案者が自ら設定すること。また、その目標達成に向けた内容を提案すること。

## (4) 事業周知・企業開拓の実施

- ア 事業を広報するため、各種ツールや広報媒体等を積極的に活用し、効果的な周知を実施すること。
- イ 支援事業者を開拓するため、事業の内容やメリット等をわかりやすく伝え、周知すること。

## 6 支援の対象者

苫小牧市内に事業所がある中小企業とする。ただし、コンサルティング個別支援の申込みが多く見込まれる場合は、アンケート等を実施し、市と受託者で協議のうえ対象となる事業者を選定すること。

## 7 参加企業の費用負担

支援企業の費用負担がないよう努めること。ただし、やむを得ず費用負担を求める場合、1社あたり10万円（税別）を上限とすること。

## 8 実施体制

### （1）再委託の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、業務の一部を外部委託する時は、提案書に記載し、苫小牧市の承諾を得たときは、この限りでない。

### （2）業務責任者

責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うこと。

## 9 実施上の注意

### （1）連絡体制・調整体制

受託者は、あらかじめ業務を実施する従業員及び責任者を選任し、その氏名等を苫小牧市に通知するものとし、連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調整体制を構築し、綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。また、やむを得ず従業員及び責任者が変更になる場合は、苫小牧市に速やかに通知し、変更後も業務を滞りなく実施できる体制を整えること。

### （2）事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を速やかに作成し、計画内容について苫小牧市と十分に協議を行ったうえで業務を実施すること。

## 10 報告書の作成

苫小牧市の指示に基づき、事業の例月報告をするとともに、事業終了時

には速やかに実績報告書等を作成し、書面及びデータで提出すること。

(1) 例月報告

次の事項について毎月 10 日までに前月分を報告すること（ただし、12 月分については、1 月 15 日までに報告すること）。

ア 例月活動報告書及び例月実績報告書

イ 支援の進捗状況（支援の内容等）

(2) セミナー終了後（随時）

セミナー終了後、1 か月以内に次の事項について報告すること

ア アンケート結果等報告書

イ 使用した資料等

ウ セミナーの様子（写真） ※写真データは、電子媒体（CD-R）で提出

エ 広報物

オ 実施の総括（成果、課題等）

(3) 事業終了後報告

ア 活動報告

イ 作成した温室効果ガス排出量評価、省エネルギー診断書一式

ウ 事業を実施しての総括（改善につながった成果、課題等）

## 1.1 その他特記事項

(1) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 関係法令の遵守

業務の実施にあたっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、労働者派遣法等のその他関連法令を遵守すること。

(3) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については苦小牧市に帰属するものとし、苦小牧市の承諾を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならぬ。

#### （4）損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、苦小牧市に発生原因及び経過等を速やかに報告し、苦小牧市の指示に従うものとする。

#### （5）各種助成金、補助金等との併給

業務を行う受託者に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金との併給はできないものとし、また、その他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金額等を委託費から減額するものとする。

#### （6）委託費の返還等

ア 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部または一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと苦小牧市が認めるとき、若しくは委託業務の目標が達成できない場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこと、もしくは既に支払っている委託料の一部または全部を返還させ、又は損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。

#### （7）不測の事態への対応

委託した業務が予定の期間内に完了しない場合や業務の遂行が困難となった場合など、不測の事態が生じた際には、仕様を変更し契約変更等を行う場合があるため、留意すること。